

吉岡町における企業等との連携に係る ガイドライン

令和 8 年 8 月

吉岡町 企画財政課 企画室

1.	ガイドラインの目的	1
2.	ガイドラインにおける用語の定義	1
3.	包括連携協定について	1
4.	包括連携協定の要件	1
5.	包括連携協定締結までの流れ	2
6.	包括連携協定の有効期間	3
7.	包括連携協定の解除	3
8.	包括連携協定に基づく新規連携事業の提案	3
9.	包括連携協定における定例会議等	4
10.	（参考）包括連携協定書の例	4

1. ガイドラインの目的

吉岡町（以下「町」という。）では、第6次吉岡町総合計画 前期基本計画（2022-2026）にて6つの基本目標（施策の大綱）・施策を掲げています。その中の、「紡ぐ6」にて、「①協働のまちづくりの推進」をするために、「企業等との協働の取組から地域課題の解消を目指す包括連携協定の締結を進めています。」と明記しています。

激甚化・頻発化する災害、デジタル技術の進化等、社会情勢の変化に伴い、地域課題や住民ニーズは複雑多様化しています。そのため、町だけで住民ニーズへの対応や地域の課題解決、地域活性化をすることは困難になってきており、事業者の協力が必要となってきています。

町は、持続可能な公共サービスを提供し続けるため、様々な主体との官民共創の推進を図ります。本ガイドラインは、事業者のノウハウやネットワークを持続可能な形で活用し、町単独で実施するよりも効果的な住民サービスの提供に努めるため、事業者との連携に関する町の基本的な考え方についてまとめたものです。

2. ガイドラインにおける用語の定義

(1) 事業者

事業活動及び公共活動を行う企業、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）

(2) 連携事業

事業者が地域課題や行政課題の解決に向けて、町と協働で実施する事業

(3) 協定事業者

包括連携協定を締結した事業者

3. 包括連携協定について

包括連携協定とは、個別事業を実施するために締結する個別協定とは異なり、事業者と町の抱える多様な課題の解決や町民サービスの向上に向け相互協力していくため、複数の分野において連携事業を継続的に推進していく協定です。

〈包括連携協定と個別連携協定〉

種類	概要	個別事業の記載	所管	要件
包括連携協定	多岐にわたる分野において包括的に相互協力した取組を行うための協定	なし (別途個別協定や契約等で定める)	企画財政課	本ガイドラインに記載
個別協定	特定の分野や事業を実施するために締結する協定(災害協定、環境協定 等)	あり (町と事業者との具体的な役割分担や費用負担等を記載)	担当課	担当課にて判断

4. 包括連携協定の要件

包括連携協定の締結にあたっては、以下のすべてを満たすことを要件とします。

(1) 地域課題等の解決に向けて、町と協働で取り組む意欲があり、町との連絡調整を密にしながら、連携事業を推進できること

(2) 以下のうち、3以上の分野に係る連携事業の実施を予定していること

- ① 福祉に関すること
- ② 健康・医療に関すること
- ③ 産業・雇用に関すること
- ④ 観光に関すること
- ⑤ まちづくりに関すること
- ⑥ 子育て・教育に関すること
- ⑦ 文化・スポーツに関すること
- ⑧ 環境・農林に関すること
- ⑨ 防災・防犯に関すること
- ⑩ インフラ・行政管理に関すること
- ⑪ その他必要な分野に関すること

(3) 以下のいずれにも該当しないこと

- ① 公租公課を滞納している事業者
- ② 法令等に違反する行為又はこれに類する行為を行っている事業者
- ③ 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条に規定する者）に参与している事業者
- ④ 法律に定めのない医療類似行為に係る事業を行っている事業者
- ⑤ 会社更生法及び民事再生法等による手続き中の事業者
- ⑥ 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる事業者
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する行為を行っている事業者
- ⑧ 本町から競争入札の参加資格を取り消されている事業者
- ⑨ 本町の指名停止基準による指名停止を受けている事業者
- ⑩ その他包括連携協定の対象としてふさわしくない事業者

(4) 実施を予定している連携事業が以下のいずれにも該当しないこと

- ① 事業者の直接的な営業又は広告宣伝を目的とする事業
- ② 事業者への利益誘導のおそれがある事業
- ③ 政治的又は宗教的目的を有する事業
- ④ 法令等に抵触するおそれがある事業
- ⑤ 法律に定めのない医療類似行為に係る事業
- ⑥ ギャンブルに係る事業（公共的団体が実施するものを除く）
- ⑦ 非科学的なものや迷信に類するもので利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれがある事業
- ⑧ 人権侵害のおそれがある事業
- ⑨ その他連携事業としてふさわしくない事業

5. 包括連携協定締結までの流れ

① 事業者による包括連携協定締結の提案

事業者が包括連携協定締結の要件を確認した上で、企画財政課に包括連携協定締結の提案を申し出るとともに、連携を希望する分野等や事業の説明を行います。

② 提案内容の確認

企画財政課は連携実績の確認や町の方向性と合致するか等の確認を行います。

※確認の結果、包括連携協定を締結するに当たり、要件を満たさないと判断した場合はこの段階でお知らせいたします。

③ 各課局への照会

提案事業における町のニーズ及びその他連携を希望する事業の調査を各課局に行います。

④ 提案を受けた連携事業の可否及び新たな連携事業に関する協議

提案を受けた分野や事業について連携可能か回答します。また、「③各課局への照会」の結果を踏まえ、新たな連携事業が可能か協議をします。
 ※事業者と詳しく協議を行いたい課局があれば、協議に参加することとします。
 ※検討の結果、包括連携協定ではなく、個別協定を締結することが妥当であると判断した場合は、各担当課局にて個別協定を締結するよう調整します。

⑤ 連携事業の精査

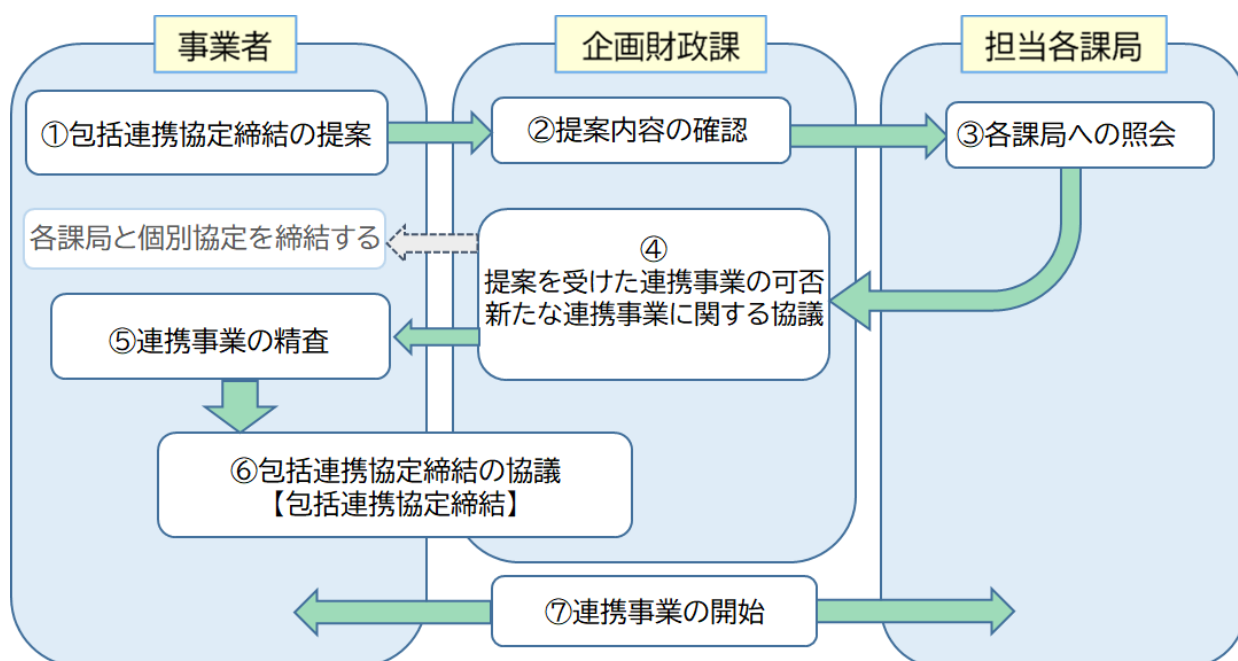
事業者は連携事業の具体的な実施内容のブラッシュアップをします。

⑥ 包括連携協定締結の協議、締結

連携事業の実施に向けて調整が終了し次第、包括連携協定締結に向けて、協定内容を協議し、協定を締結します。

⑦ 連携事業の開始

協定事業者と関係各課局にて連携事業を開始します。



6. 包括連携協定の有効期間

包括連携協定の有効期間は、締結の日から締結の日が属する年度の3月31日までとし、期間満了日の1か月前までに、吉岡町及び協定事業者のいずれからでも協定を更新しない旨の申し出がない場合には、1年間更新するものとし、以後も同様の取り扱いとします。

7. 包括連携協定の解除

以下の条件に合致した場合、包括連携協定を解除することができるものとします。

- (1) 2年以上連携実績がなく、かつ、将来的にも連携可能性が低いと町が判断した場合
- (2) 包括連携協定の要件を満たさなくなった場合
- (3) 町と協定事業者の合意により解除する場合

8. 包括連携協定に基づく新規連携事業の提案

町と協定事業者それぞれに提案窓口となる担当部署を設定します。町の窓口は企画財政課とします。

協定事業者から連携事業の新規提案がある場合、窓口である企画財政課が受け付け、担当課局に照会をかけながら、内容の検討を行います。事業の実施が可能と判断した場

合、協定事業者と担当課局で具体的な協議を行います。

担当課局において新たな連携事業の希望がある場合には、随時企画財政課において受け付け、協定事業者に提案します。

9. 包括連携協定における定例会議等

新たな連携事業の検討や既存事業の見直し、担当窓口の確認等を目的に、企画財政課と協定事業者での意見交換を少なくとも年1回は行うことを基本とします。意見交換は会議形式や書面報告等、形式は問いません。

10. (参考) 包括連携協定書の例

次ページに包括連携協定書の例を記載します。

吉岡町と●●との包括連携に関する協定書(案)

吉岡町(以下「甲」という。)と●●(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化し、吉岡町内における地域の一層の活性化に資するため、次のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が多様な分野で包括的な連携と協力関係を築き、■■することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲および乙は、次に掲げる分野について連携し、協力する。

- (1) 福祉に関すること
- (2) 健康・医療に関すること
- (3) 産業・雇用に関すること
- (4) 観光に関すること
- (5) まちづくりに関すること
- (6) 子育て・教育に関すること
- (7) 文化・スポーツに関すること
- (8) 環境・農林に関すること
- (9) 防災・防犯に関すること
- (10) インフラ・行政管理に関すること
- (11) その他必要な分野に関すること

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は締結の日から年号●●年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲及び乙のいずれから本協定の解除の申出がない場合は、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第4条 甲および乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中であるか有効期間満了後であるかを問わず、第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年号●●年●●月●●日

甲 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地
吉岡町
吉岡町長

乙 ●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●
●●●● ●●●●